



鳥取県公報

平成16年 8月31日(火)

号外第124号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(68)(行政経営推進課)..... 2
 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(69)(審査指導室)..... 4
教委規則 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則(17)(体育保健課)..... 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 次の表の左欄に掲げる地方機関の位置の表示をそれぞれ同表の右欄のとおり改めることとした。(第45条の2、第46条、第77条、第109条、第121条、第124条、第151条関係)

地方機関	位 置	
	改 正 後	現 行
鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町	西伯郡西伯町
鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町	東伯郡羽合町
鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町	東伯郡羽合町
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町	東伯郡羽合町
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町
鳥取県畜産試験場	東伯郡琴浦町	東伯郡赤碕町
鳥取県中小家畜試験場	西伯郡南部町	西伯郡西伯町
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町	東伯郡泊村

- 2 この規則は、平成16年 9月 1日から施行することとした。ただし、新たに東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町を設置することに係る改正は、同年10月 1日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 教育総務課の給与・人事担当主幹を旅費出納員に充て、県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校又は養護学校の教職員が行う電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。)により申請された旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務を行わせることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、平成16年 9月 1日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第68号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
（設置） 第121条 畜産試験場を次のとおり置く。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県畜産試験場</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県畜産試験場	東伯郡琴浦町	（設置） 第121条 畜産試験場を次のとおり置く。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県畜産試験場</td> <td style="text-align: center;">東伯郡赤碕町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県畜産試験場	東伯郡赤碕町
名 称	位 置								
鳥取県畜産試験場	東伯郡琴浦町								
名 称	位 置								
鳥取県畜産試験場	東伯郡赤碕町								

第 2 条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
（名称及び位置） 第45条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立西部やまと園</td> <td style="text-align: center;">西伯郡南部町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立羽合ひかり園</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町	（名称及び位置） 第45条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立西部やまと園</td> <td style="text-align: center;">西伯郡西伯町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立羽合ひかり園</td> <td style="text-align: center;">東伯郡羽合町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立西部やまと園	西伯郡西伯町	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡羽合町
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町																
鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町																
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立西部やまと園	西伯郡西伯町																
鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡羽合町																
（名称及び位置） 第46条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置	（名称及び位置） 第46条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置																

された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町
略	

(設置)

第77条 衛生環境研究所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町

(名称及び位置)

第109条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号)第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町

(設置)

第124条 中小家畜試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県中小家畜試験場	西伯郡南部町

(設置)

第151条 栽培漁業センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町

された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立母来寮	東伯郡羽合町
略	

(設置)

第77条 衛生環境研究所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡羽合町

(名称及び位置)

第109条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年10月鳥取県条例第21号)第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡会見町及び岸本町並びに日野郡溝口町

(設置)

第124条 中小家畜試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県中小家畜試験場	西伯郡西伯町

(設置)

第151条 栽培漁業センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県栽培漁業センター	東伯郡泊村

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、同年10月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第69号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費出納員）</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>教育委員会事務局 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。</u></p> <p><u>ア イに掲げる事務以外の事務 教育総務課の庶務事務を担当する課長補佐の職にある者</u></p> <p><u>イ 県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校又は養護学校の教職員が行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により申請された旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務 教育総務課の給与・人事担当主幹の職にある者</u></p> <p>（5）～（8） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅費（旅行命令簿によるものに限る。）については、支出負担行為兼支出仕訳書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録により支出負担行為を行うことができる。</p>	<p>（旅費出納員）</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員（以下「旅費出納員」という。）を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>教育委員会事務局 教育総務課の庶務事務を担当する課長補佐の職にある者</u></p> <p>（5）～（8） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第38条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅費（旅行命令簿によるものに限る。）については、支出負担行為兼支出仕訳書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをい</u></p>

3～7 略

う。以下同じ。)により支出負担行為を行うことができる。
3～7 略

附 則

この規則は、平成16年 9月 1日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月31日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第17号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用できる銃の種類)</p> <p>第2条 射撃場において射撃のために用いることのできる銃の種類は、スモールポア・ライフル射撃場においてはライフル銃(口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。)エア・ライフル射撃場においては空気銃又は光線銃とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の通知書等の提示)</p> <p>第7条 射撃場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、射撃施設の利用を開始しようとするときは、次に掲げる書類を射撃場の職員に提示しなければならない。</p> <p>(1) 前条に規定する利用の通知書</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第7条第1項に規定する許可証(光線銃を使用する場合を除く。)</p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>鳥取県営ライフル射撃場専用利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p>	<p>(使用できる銃の種類)</p> <p>第2条 射撃場において射撃のために用いることのできる銃の種類は、スモールポア・ライフル射撃場においてはライフル銃(口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。)エア・ライフル射撃場においては空気銃とする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の通知書等の提示)</p> <p>第7条 射撃場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、射撃施設の利用を開始しようとするときは、次に掲げる書類を射撃場の職員に提示しなければならない。</p> <p>(1) 前条に規定する利用の通知書</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第7条第1項に規定する許可証</p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>鳥取県営ライフル射撃場専用利用申込書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p>

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、
申し込みます。

略

別紙

利用施設名
利用 期 日
射撃をしようとする者

略

備考

- この表は、利用施設又は利用期日ごとに添付すること。
- 光線銃を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証欄に記入する必要はないこと。

様式第2号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場一般利用申込書
職 氏 名 様
年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、
申し込みます。

略

備考 光線銃を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証欄に記入する必要がないこと。

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、
申し込みます。

略

別紙

利用施設名
利用 期 日
射撃をしようとする者

略

備考 この表は、利用施設又は利用期日ごとに添付すること。

様式第2号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場一般利用申込書
職 氏 名 様
年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、
申し込みます。

略

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。